

## 和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）、スポーツ協会への加盟団体、国際競技団体（IF）、中央競技団体（NF）、大会実行委員会等が行う国際競技大会及び全国大会等の開催を支援することにより、本県における競技力の向上、選手、役員及び観客等が来県することによる地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるもので、1団体当たり1事業とする。

(1) 国際競技大会開催事業

国際オリンピック委員会（IOC）承認の国際競技団体（IF）、中央競技団体（NF）が主催する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、世界レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業

(2) 全国大会等開催事業

スポーツ協会又はスポーツ協会への加盟団体、中央競技団体（NF）、大会実行委員会等が主催（共催・主管）する全国から選出された個人・団体が出場する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、全国レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業

2 補助金の交付対象となる事業は、前項に定めるもののうち、次の各号に掲げる事項を全て満たす事業とする。

- (1) 寄附（チャリティー）を目的としていないこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 宗教的又は政治的意図を有していないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。
- (5) 選手相互の親睦のみを目的としていないこと。
- (6) 他の県費助成金等を得ていないこと。
- (7) この補助金がなくても実施可能であること。

3 交付の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象団体の要件)

第3条 補助金の補助対象となるのは、スポーツ協会又はスポーツ協会への加盟団体等とし、以下の要件を全て備えていること。ただし、地方公共団体及び地方公共団体に準ずるものとして知事が定める団体は、補助対象団体となることができない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等を有していること。
- (2) 代表者及び事務所が明らかになっていること。
- (3) 会計、監査組織を有すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表1に定めるところによる。

2 補助対象外経費は、別表2に定めるところによる。

3 事業費として計上できない経費は、別表3に定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項の補助対象経費の2分の1以内であり、かつ団体の自己負担額（事業経費から次項に定める収入を差し引いた金額）以内とし、事業別の限度額を別表4のとおりとして、予算の範囲内で決定する。（千円未満の端数は切り捨てる。）

2 収入とは、入場料、参加費、寄附金、広告料、他の助成金等とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 申請団体概要（別記第3号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

3 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する申請取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助を受けようとする事業のポスター、チラシ、プログラム等の印刷物に、その事業が「和歌山県スポーツ大会開催事業補助事業」である旨の表示をすること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合において、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 当該補助事業の完了により補助団体に相当の利益が生ずると認められる場合は、知事は先に交付決定した額を減額することができること。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類等は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第5号様式）
- (2) 収支決算書（別記第6号様式）
- (3) 事業対象経費にかかる領収書等証憑書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、当該補助事業完了後、速やかに提出すること。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条による報告を受けた場合においては、規則第14条に基づき適切な調査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条により補助金の額が確定し、規則第16条に規定する補助金交付請求書の提出後に交付するものとする。ただし、国際競技大会開催事業については、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月31日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

【別表1】  
補助対象経費

経費項目	説明
報償費	審判、競技運営（競技の計測、記録等）に携わる者、救護スタッフ等の謝金
旅費	審判、競技運営（競技の計測、記録等）に携わる者、救護スタッフ等の交通費、宿泊費
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷製本費
広告料	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、デジタル媒体等）、立看板費等
通信運搬費	文書等の送料、競技運営に必要な物品等の搬送料等
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備の使用料を含む）、会議室使用料、競技運営に必要な物品等を運搬する場合の車両の借り上げ料、バス借り上げ料（原則として県内の移動及び送迎に限る。）、動画制作・配信に係る経費
消耗品費	競技運営に必要な物品等の購入に係る経費、賞品代（メダル、トロフィー等）
委託費	競技運営に係る委託費（会場設営及び撤去等）、動画制作・配信に係る経費
保険料	競技運営に携わる者に係る傷害保険及び賠償責任保険料

【別表2】  
補助対象外経費

経費項目	説明
報償費	駐車場整理、会場整理等に携わる者の謝金
旅費	駐車場整理、会場整理等に携わる者の交通費、旅費特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）等
記録費	フィルム、写真用紙及びCD-R等の購入、フィルム現像代、写真焼付け代、報告書作成など記録に要する経費
使用料及び賃借料	主催団体及び共催団体が移動のために使用する車両等の借り上げ料等

【別表3】

※事業費として計上できない経費

- 主催団体及び共催団体の構成員に支払う経費：謝金（審判を除く。）、旅費（審判及び大会運営のため県外から招へいする役員を除く。）等
- 主催団体又は共催団体の役員又は職員が代表を務める他団体への支出（公共施設の指定管理者である団体への使用料及び賃借料を除く。）
- 食料費・接待費の類：接待費、打ち上げなどのパーティーにかかる経費、弁当代等
- 団体運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、事務職員人件費等
- 備品購入費：一件の金額が5万円以上の機械、器具、什器等
- その他経費の類：礼状送付通信費、ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等
- 領収書等がないなど、支出の事実が証明できない経費

【別表4】

(1)	国際競技大会開催事業	300万円
(2)	全国大会等開催事業	100万円

## 事業計画書

事業区分	1. 国際競技大会開催事業 2. 全国大会等開催事業
事業名	
(趣旨・目的)	
(実施時期)	
(実施場所・施設名)	
(実施内容) 競技力向上について	
(実施内容) 地域活性化について	
(達成目標) 【事業への参加者数や参加者へのアンケート結果(満足した人の割合)等、可能な限り定量的なもの】	
(共催者・後援者・協賛者等)	

※実施内容欄には、事業規模(参加する選手・役員関係者数、観客者数など)が分かるよう具体的に記載してください。

## 収 支 予 算 書

(収入)

(支出)

	内 訳	予算額 千円
入場料収入		
その他の収入	[共催者負担金]	
	[共催者以外の補助金・助成金]	
	[寄附金・協賛金]	
	[プログラム等売上収入]	
	[参加料]	
	[広告料・その他]	
	小計 (イ)	
自己負担金 (ロ)		
総額 (イ) + (ロ)		

	項目	内 訳	予算額 千円	
助成対象経費	報償費			
	旅費			
	印刷製本費			
	広告料			
	通信運搬費			
	使用料及び賃借料			
	消耗品費			
	委託費			
	保険料			
	小 計 (A)			
	助成対象外経費 (B)			
	総額 (A) + (B)			

※ 収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。

## 申請団体概要

団体名	
代表者職・氏名	
住所 (所在地)	〒
電話番号	
ホームページアドレス	
団体設立年月日	
組 織	
沿 革	
(事務担当者連絡先) 役 職： 氏 名： 住 所： 〒  電話番号： emailアドレス：	

(添付書類) (1) 定款若しくは部附行為又はこれらに類する規約  
 (2) 直近年度の収支決算書

なお、実行委員会形式で応募する場合は、中核団体概要1枚、実行委員会概要1枚の計2枚が必要

和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付決定前事前着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名又は名称

年 月 日付けで交付申請した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により届けます。

記

- 1 交付申請した事業が不採択となった場合及び交付決定した補助金が交付申請額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

事業名

事前着手理由

## 事業報告書

事業区分	1. 国際大会等開催事業      2. 全国大会等開催事業
事業名	
実施日時	
実施場所	
実施内容	
事業成果	【事業計画書に記載した達成目標に対する結果とそれに対する考察等】
	【その他、事業の結果として達成できたことや、地域への波及効果、今後の見通し等をご記入ください。】

※ この用紙に書ききれない場合は、別の用紙（日本産業規格A4。様式自由）に記入してください。

## 収 支 決 算 書

(収入)		(支出)	
	内 訳	決算額	
入場料収入		円	
その他の収入	[共催者負担金]		
	[共催者以外の補助金・助成金]		
	[寄付金・協賛金]		
	[プログラム等売上収入]		
	[参加料]		
	[広告料・その他]		
小計 (イ)			
自己負担金 (ロ)			
総額 (イ) + (ロ)			
	項 目	内 訳	決算額
助成対象経費	報償費		円
	旅費		
	印刷製本費		
	広告料		
	通信運搬費		
	使用料及び賃借料		
	消耗品費		
	委託費		
	保険料		
	小 計 (A)		
助成対象外経費 (B)			
総額 (A) + (B)			

※ 収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。